

○文部科学省告示第七十六号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十六年六月十九日

文部科学大臣 下村 博文

大工の鑿	大工の手斧	軟膏壺	軟膏壺	ハトシエプスト女王の名が刻まれた石片	ハトシエプスト女王像の頭部	アトウム神とハトシエプスト女王を描いたレリーフ	ひざまづくハトシエプスト女王像	ハトシエプスト女王のスフィンクス		ハトシエプスト女王像の頭部	指定をした海外の美術品等 (以下「指定美術品等」という。)の名称	指定をした日	指定の有効期間	指定美術品等を公開しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地並びに指定美術品等を公開する予定の期間
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右		平成二十六年六月十九日	平成二十六年六月三十日から平成二十七年一月二十一日まで	株式会社朝日新聞社企画事業本部 本部長 宮田 謙一 東京都中央区築地五丁目三番二号	東京都美術館 東京都台東区上野公園八番三十六号 平成二十六年七月十九日から同年九月二十三日まで 神戸市立博物館 兵庫県神戸市中央区京町二十四番地 平成二十六年十月十三日から平成二十七年一月十二日まで		

